

協会けんぽ山形支部からの

職場内で回覧を
お願いいたします

お知らせ



2019年
6月号

元号変更後の各種申請について

2019年5月より元号が変更され、「平成」から「令和」となりました。改元に伴う各種申請の留意点については以下のとおりとなります。

新元号が記載されていない様式での届出について

2019年5月以降も、新元号が記載されていない（「平成」と記載されている）様式による届出は可能です。新元号が記載されていない様式により届出をされる場合は、「平成」を抹消し、「令和」に訂正の上（訂正印不要）、届出いただきますようお願い申し上げます。

【記載例】

認定対象者欄	療養を受ける方 (被保険者の場合は記入の必要がありません。)	氏名	生年 月日	<input type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平
	療養予定期間 (申請期間)	平成 31年 4月 ~ 平成 令和 1年 7月		

ご注意ください

以下のケースにつきましては、大変恐れ入りますが申請書等の返戻や、電話確認をさせていただく場合がございます。

「平成」→「令和」の修正漏れと思われる場合

【例：平成 1(元)年5月10日】

※申請内容からは新元号であると思われる場合であっても、返戻や電話確認をさせていただく場合がございます。



有効期限が印字されている限度額適用認定証等について

有効期限が平成31年5月以降で表示されている限度額適用認定証等については、差替えは行いませんので、改元後もそのまま使用していただけます。

元号を修正した新しい申請書は協会けんぽのホームページよりダウンロード可能です。



申請書の記入漏れ・誤りにご注意ください

協会けんぽでは、各種給付金のお振込み等の早期手続きのため、申請書の正確なご記入をお願いしております。

申請書に記入漏れや誤りがある場合は、書類を返戻し、訂正の上、再度ご提出をいただく必要がございます。再度の提出となりますと、各種給付金のお振込み等の手続きがその分遅れてしまうこととなりますので、申請書のご記入の際は、記入例をご参照いただき、記入漏れ・誤りにご注意の上、**郵送**にてご提出いただきますようお願いいたします。

申請書記入のポイント

The image shows a form titled '給付金の申請書 (1ページ目は共通)'. It is a '健康保険 被扶養者 世帯合算 高額療養費 支給申請書' (Health Insurance Beneficiary Household Consolidation High-Cost Medical Expense Benefit Payment Application Form). The form is divided into several sections. Four red boxes with numbers 1 through 4 highlight specific areas: 1. The beneficiary's name and address. 2. The bank account information, including the bank name and branch. 3. The account name and type. 4. The authorized representative's information, including their name and address. The form also includes fields for the applicant's ID number, date of birth, and a signature area.

①被保険者(申請者)情報欄に「被保険者」の氏名を記入していますか？

→家族(被扶養者)の申請であっても、お勤めされている「被保険者」様の氏名をご記入ください。

②金融機関名称・支店名は正確に記入していますか？

→通帳をご確認いただき、正確にご記入をお願いいたします。
※ゆうちょ銀行の支店名は漢数字となりますので、ご注意ください。

(例) 誤：ゆうちょ銀行 山形支店
正：ゆうちょ銀行 八五八支店

③口座名義区分の記入漏れはありませんか？

→被保険者名義の口座の場合は「1」を、被保険者以外の口座名義の場合は「2」をご記入ください。
※「2」をご記入された場合は受取代理人欄のご記入を忘れずをお願いいたします。

④受取代理人の欄の記入漏れはありませんか？

→受取代理を希望される際の委任年月日の記入漏れが多く見受けられます。
また、「被保険者」の印と「代理人(口座名義人)」の印は異なる印鑑を押印いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認業務について

協会けんぽでは、高齢者医療制度における納付金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるか確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認業務を実施しております。

今年度も被扶養者資格の再確認業務について実施を予定しておりますが、例年に比べ実施時期が遅くなる予定です。秋頃の実施を予定しておりますので、詳細が決まり次第、改めてお知らせをいたします。

なお、現時点で従業員の**ご家族で扶養から外れる方**がいらっしゃる場合は、**日本年金機構 仙台広域事務センター**に「健康保険被扶養者異動届」のご提出をお願いいたします。

扶養から外れる主な理由	「健康保険被扶養者異動届」を提出	提出先
<ul style="list-style-type: none"> ・就職先で健康保険に加入した ・被扶養者の年間収入が基準額を超えた(※) ・離縁・死亡した 		日本年金機構 仙台広域事務センター ☎980-8461 仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 17階

※被扶養者の年間収入が130万円以上(60歳以上又は障害者の場合は、年間収入180万円以上)

【今号についてのお問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 業務グループ 023-629-7229

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2019.6月号

■発行/全国健康保険協会山形支部 ☎023-629-7226 〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階 ■発行月/2019年6月